

第4回いわき市下水道事業等経営審議会資料

【下水道事業の取組みについて】

平成29年7月

いわき市 生活環境部 生活排水対策室 経営企画課



目次

- ・ 下水道事業の現状について 1 P ~ 5 P
- ・ 下水道事業の財政について 6 P ~ 12 P
- ・ 下水道使用料について 13 P ~ 17 P
- ・ 経営改善（合理化）の取組みについて 18 P ~ 21 P
- ・ 今後の課題等について 22 P ~ 24 P
- ・ 課題の解決に向けた取組み 25 P ~ 27 P



1 下水道事業の現状について①

●本市で実施している下水道事業等について

【本市の下水道事業等について】

事業名	事業の役割について		費用負担について	会計処理について
公共下水道事業	汚水の処理	家庭や事業所から排出される汚水をきれいな水にして川や海へ返す	下水道使用料を徴収	下水道事業会計 (企業会計)
	雨水の排除	市街地において雨水をポンプなどで川や海へ放流し、浸水の被害を防ぐ	公費負担(税)による	
都市下水路事業	公共下水道を整備していない地区において、市街地の雨水を排除し、浸水の被害を防ぐ		公費負担(税)による	※下水道事業会計 (企業会計)
地域汚水処理事業	民間事業者が開発した団地内の汚水を処理する 【施設は市に帰属】		地域汚水処理施設使用料を徴収	地域汚水処理事業会計 (企業会計)
農業集落排水事業	中山間地域で一定程度人口が集中している地域の汚水を処理する		農業集落排水処理施設使用料を徴収	農業集落排水事業会計 (企業会計)

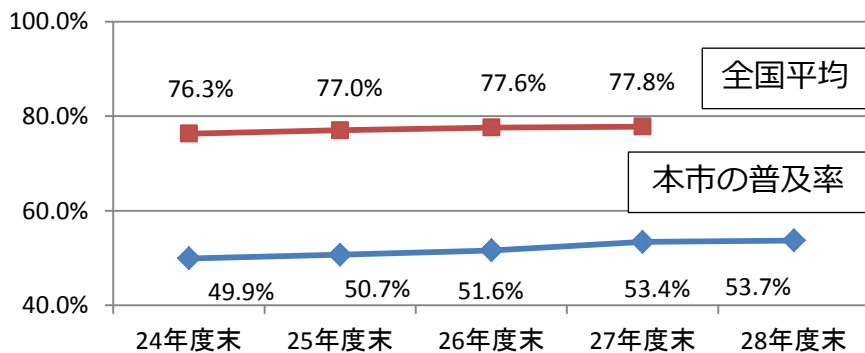
※ 都市下水路事業は、一般会計の事業であるが、効率性の観点から公共下水道事業で一括して維持管理を行っている。

2 下水道事業の現状について②

●下水道普及率について（処理人口ベース）

	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
汚水処理人口普及率	76.4%	79.6%	83.0%	85.3%	86.8%
公共下水道	49.9%	50.7%	51.6%	53.4%	53.7%
合併処理浄化槽	21.9%	24.1%	26.6%	28.4%	29.6%
地域汚水処理施設	3.3%	3.3%	3.3%	2.0%	2.0%
農業集落排水施設	1.4%	1.4%	1.5%	1.5%	1.5%

公共下水道普及率



○下水道普及率、汚水処理人口普及率ともに確実に上昇してきている。

【汚水処理人口普及率：5年で10.4ポイント上昇】

【下水道普及率：5年で3.8ポイント上昇】

○下水道普及率は着実に上昇してきてはいるが、全国平均値である77.8%（平成27年度末）とは大きな開きがある。

○現行の下水道事業計画区域内を、今後着実に整備を進めたとしても、普及率は50%後半であると想定される。

【本市の下水道普及率は最大でも6割弱の見込み】

3

下水道事業の現状について③

●各処理区ごとの整備状況について（処理区域内人口ベース）

<各処理区ごとの整備状況について（処理区域内人口ベース）>

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
本市の行政人口 （住民基本台帳ベース）	336,525人	333,710人	332,181人	330,287人	327,956人
市全体の下水道処理区域内人口	167,933人 (49.9%)	169,151人 (50.7%)	171,424人 (51.6%)	176,389人 (53.4%)	176,230人 (53.7%)
北部処理区 【平、四倉、内郷など】	57,858人	57,835人	59,017人	59,517人	59,565人
中部処理区 【小名浜、湯本、泉など】	81,993人	82,734人	83,496人	87,995人	87,899人
東部処理区 【小名浜市街地】	13,956人	13,951人	13,868人	13,674人	13,526人
南部処理区 【植田、錦など】	14,126人	14,631人	15,043人	15,203人	15,240人

○処理区域内人口は、整備の進展に伴い着実に増加しているが、最近は人口減少の影響も見られ、特に27・28年度間は、処理区域内人口が微減（159人減）であるが、行政人口の減少(2,331人減)により普及率は上昇（0.3ポイント増）している。

4 下水道事業の現状について④

●各処理区ごとの整備状況について（整備面積ベース）

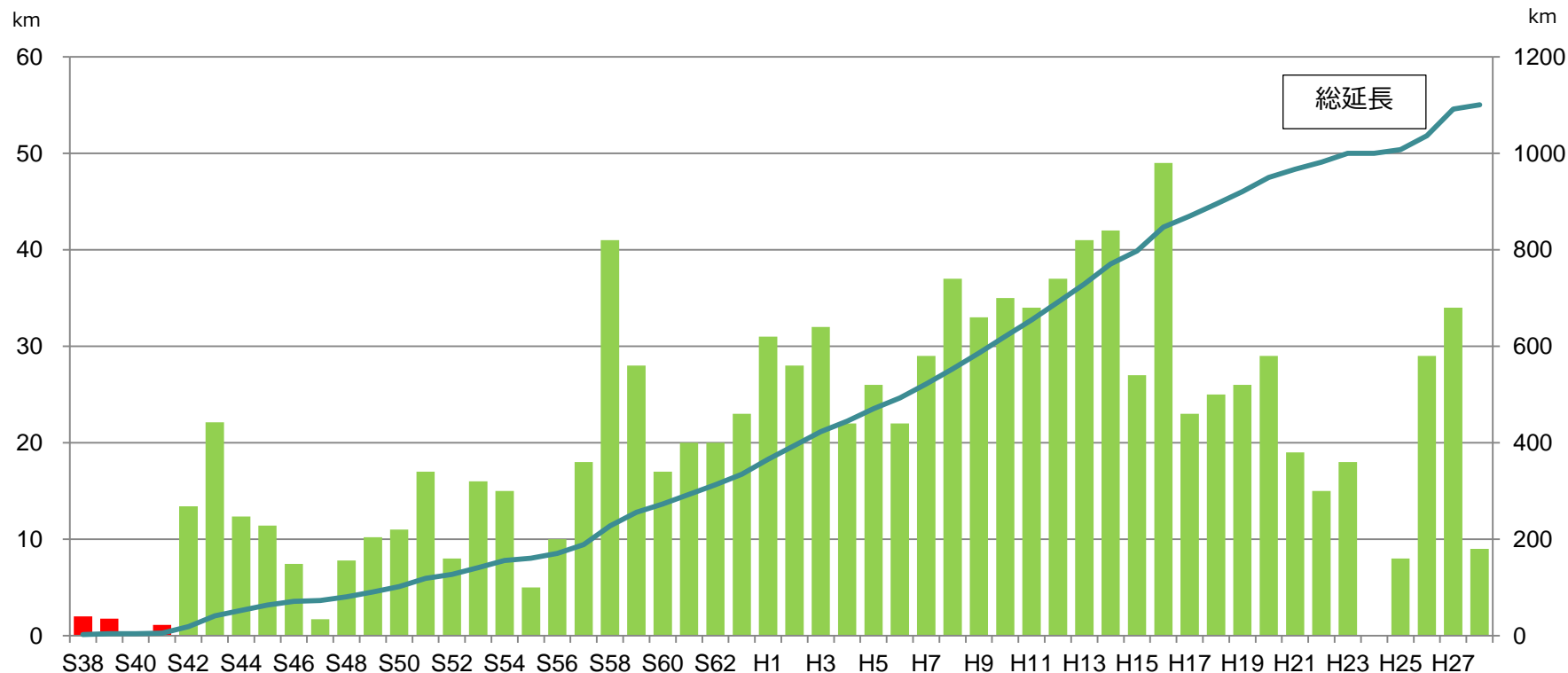
<各処理区ごとの整備状況について（整備面積ベース）>

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
本市の行政区域面積	123,135ha	123,135ha	123,202ha	123,202ha	123,202ha
全体の整備面積 (行政区域面積に占める割合)	3,941ha (3.2%)	3,987ha (3.2%)	4,054ha (3.2%)	4,176ha (3.3%)	4,193ha (3.4%)
北部処理区 【平、四倉、内郷など】	1,391ha	1,413ha	1,450ha	1,466ha	1,476ha
中部処理区 【小名浜、湯本、泉など】	1,806ha	1,824ha	1,845ha	1,947ha	1,949ha
東部処理区 【小名浜市街地】	370ha	370ha	371ha	372ha	372ha
南部処理区 【植田、錦など】	374ha	380ha	388ha	391ha	396ha

- 毎年度、着実に整備を推進している。（5年間で252ha増≒50mプール約2,000個分）
- 本市の面積は広大である（うち山林等が約75%）ため、下水道の整備面積はわずかなものとなる。

5 下水道事業の現状について⑤

●管渠の状況について（各年度の整備延長と総延長）



- 本市が保有する管渠資産（下水道管）の総延長は1,101km（東京⇒札幌約1,150km相当）
- そのうち国が示す標準耐用年数（50年）を超過しているものの割合は、約0.7%（約8km）程度
- 平成元年以降に整備が集中（国の経済対策等によるもの）

※標準耐用年数⇒国土交通省通知【平成25.5.16 国水下水事7号「下水道施設の改築において」】で国が示している下水道施設の標準的な耐用年数、管渠については50年で法定耐用年数と同じ。

6 下水道事業の財政について①

● 下水道事業の決算状況【H23年度～H27年度：特別会計ベース】

＜歳入＞		款	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度※
1	分担金及び負担金		0.6億円	1.6億円	1.2億円	1.2億円	1.4億円
2	使用料及び手数料		25.9億円	29.1億円	29.1億円	31.6億円	29.2億円
3	国庫支出金		10.3億円	25.1億円	17.0億円	9.6億円	11.8億円
4	県支出金		0.1億円	0.4億円	0.3億円	0.2億円	0億円
5	繰入金		50.3億円	38.1億円	37.5億円	41.0億円	41.7億円
6	諸収入		0.1億円	0.1億円	2.0億円	1.4億円	0.1億円
7	市債		29.8億円	39.8億円	43.5億円	25.6億円	25.8億円
8	繰越金		0.6億円	7.5億円	4.7億円	0.8億円	0.9億円
		歳入合計(A)	117.7億円	141.7億円	135.3億円	111.4億円	110.9億円

＜歳出＞		款	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度※
1	下水道総務費		3.1億円	5.3億円	5.1億円	4.5億円	4.0億円
2	施設管理費		27.0億円	28.0億円	24.7億円	20.0億円	15.9億円
3	下水道事業費		23.6億円	44.9億円	41.6億円	34.0億円	24.5億円
4	公債費		56.5億円	58.8億円	63.1億円	52.0億円	52.2億円
		歳出合計(B)	110.2億円	137.0億円	134.5億円	110.5億円	96.6億円
		(翌年度繰越金A-B)	(7.5億円)	(4.7億円)	(0.8億円)	(0.9億円)	(14.3億円)

※ 平成27年度決算については、企業会計移行に伴う打切決算の影響あり

7 下水道事業の財政について②

●下水道事業の事業費について（平成26年度決算：特別会計ベース）

費用 (支出)		財源 (収入)	説明
下水道事業費 【約110.5億円】	維持管理費 【約24.5億円】	下水道使用料 【約15.8億円】	・汚水の処理費へ充当
		一般会計繰入金など 【約8.7億円】	・雨水の処理費、水質規制費、不明水処理費の一部、水洗化促進費の一部、し尿処理費
	建設費 【約34.0億円】	国・県補助金 【約9.0億円】	
		市債 【約16.6億円】	
		受益者負担金 【約1.1億円】	
		一般会計繰入金など 【約7.3億円】	・雨水施設の建設費
	(公債費) 資本費 【約52.0億円】	下水道使用料 【約15.8億円】	・市債（汚水分）の償還に係るもの
		一般会計繰入金など 【約36.2億円】	・市債（雨水等）の償還に係るもの

8 下水道事業の財政について③

●企業会計とは（官公庁会計と企業会計の違い）

官公庁会計（27年度まで）と企業会計（28年度から）の違い

主な相違点	官公庁会計	企業会計
経理方法	単式簿記・現金主義 (歳入・歳出で分類)	複式簿記・発生主義 (収益・費用・資産・負債・資本で分類)
予算決算書類	歳入歳出予算書 歳入歳出決算書	予算実施計画、資金計画、損益計算書、 貸借対照表、決算報告書等
年度	4/1～翌年3/31 (翌年5/31まで出納整理期間あり)	4/1～翌年3/31
主要な財源	租税収入	料金収入

●企業会計化の目的と効果

- 経営の透明性、明確性の確保（発生主義の採用や財務諸表等の作成により）
- 決算から得られる経営データを分析し活用することにより、質の高い経営が可能

9

下水道事業の財政について④

●企業会計における会計処理の主な特徴

- (1) 発生主義の採用（権利義務が確定した時点で経済活動が発生するので未収金・未払金等の概念がある）
- (2) 期間計算による収益費用の配分
 - ◇減価償却費：保有資産を耐用年数で順次償却していき、適正な費用の計上・資産価値を把握する
- (3) 損益取引と資本取引の区分がある
 - ◇収益的収支（3条予算）：当該年度の損益取引（収入や支出）に基づくもの
 - ◇資本的収支（4条予算）：投下資本の増減に関する取引に基づくもの
- (4) 資産、負債、資本の概念がある（資産＝負債＋資本という考え方で常にバランス）

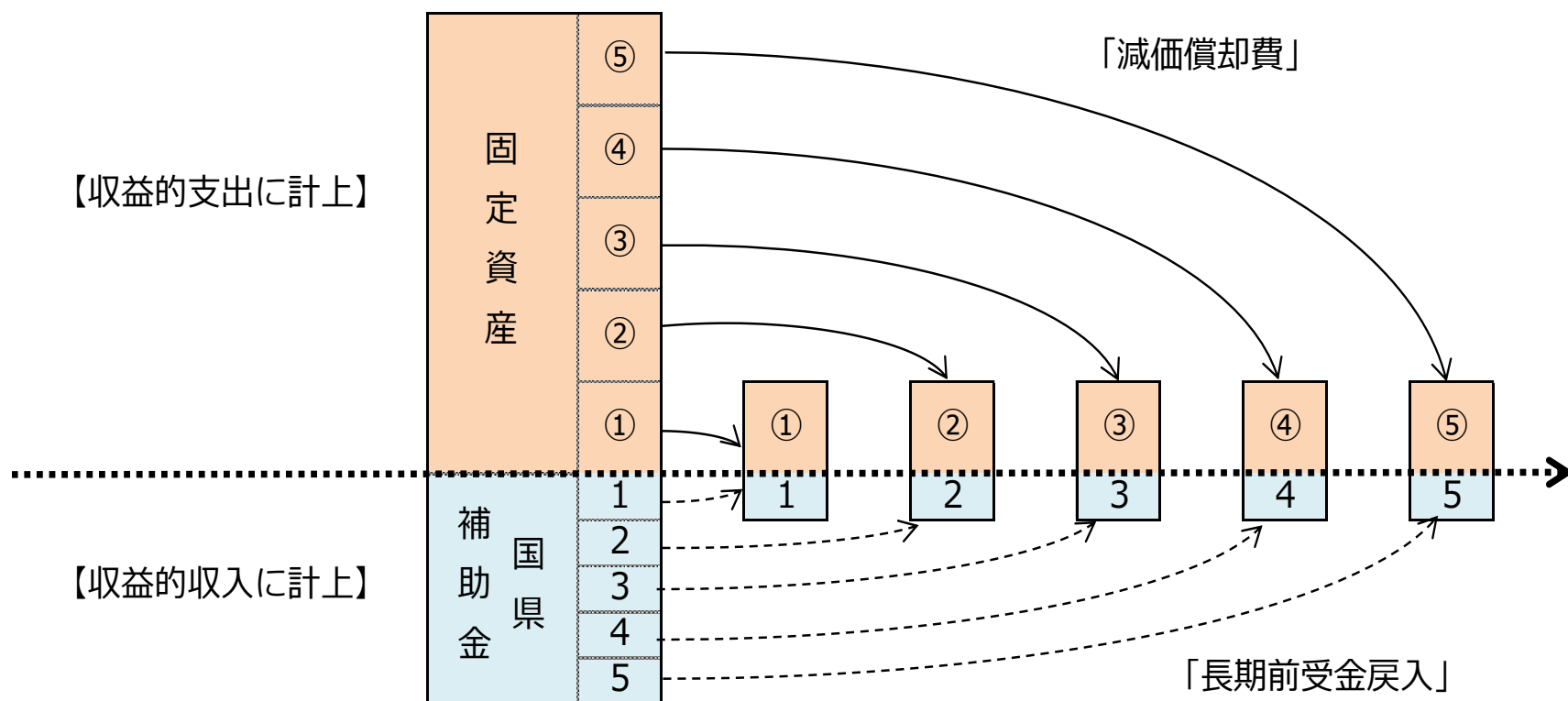
●実際に下水道事業が特別会計から企業会計に変わると

- 大きな額の減価償却費（毎年約40億円程度）が発生
 - ⇒事業の構造上、保有資産の約98%が下水道施設の固定資産（管渠、処理場、ポンプ場など）で現金等の流動資産は少ないため
- 予算は、3条予算（収益的収支：下水道の維持管理費等にかかる収支）と4条予算（資本的収支：下水道の建設改良にかかる収支）から構成
- 予算中心主義（歳出抑制の観点）から、より決算を重視した姿勢（経済性の発揮）に変化

10 下水道事業の財政について⑤

●減価償却費と長期前受金戻入の考え方について

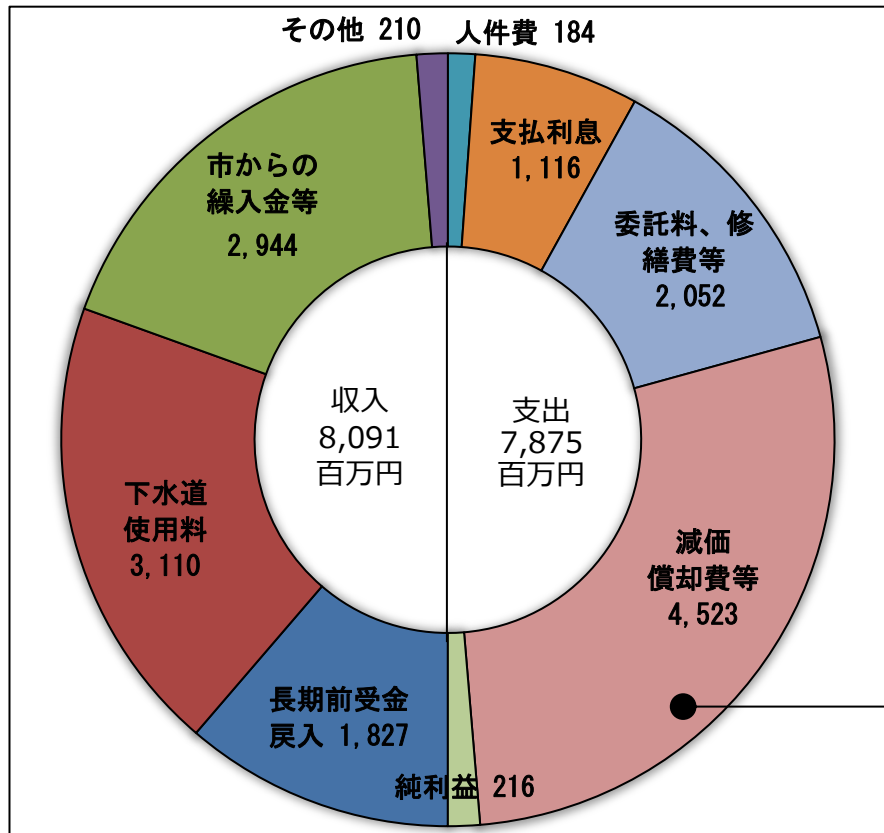
- 建設や改良により取得した固定資産（管渠、処理場、機械設備など）については、資産の耐用年数に応じた期間で減価償却費を費用として計上し、順次償却していく。
- 固定資産を取得する際に、国や県の補助金を財源として受け取っているものについては、減価償却費と同様の考え方で、受け取った補助金分を順次、収益化（戻入）していく。



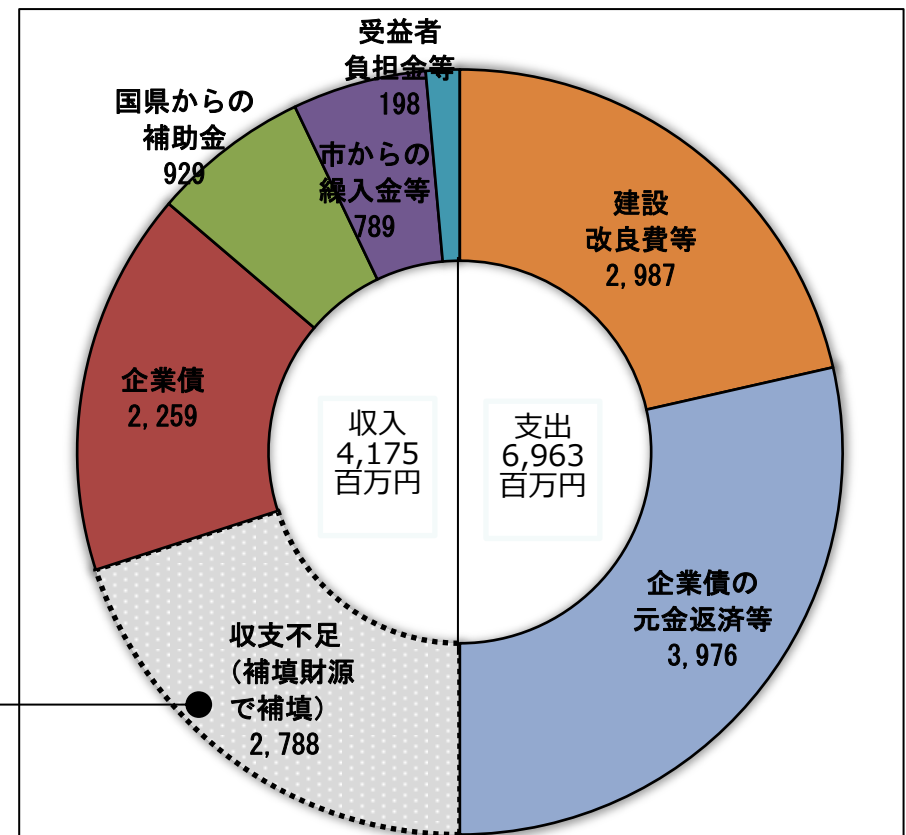
11 下水道事業の財政について⑥

●平成28年度下水道事業会計決算について（単位：百万円）

【収益的収支（消費税抜き）】
雨水・汚水进行处理するための収支



【資本的収支（消費税込み）】
施設を建設するための収支



12 下水道事業の財政について⑦

●平成28年度決算（企業会計方式の決算）の概要について

収益的収支について

- 収入総額は、80.9億円（使用料31.1億円、繰入金29.4億円、長期前受金戻入18.2億円など）である。
- 支出総額は、78.7億円（減価償却費45.2億円など）である。
- 収益的収支全体として、2.1億円の純利益を計上、理由としては、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴う損害賠償金（約2.0億円）を特別利益として計上したことによるもの。
また、特別利益を考慮する前の経常損益（下水道事業の経営活動によって経常的に得られた利益）についても、約0.8億円の黒字となっている。

資本的収支について

- 収入総額は、41.7億円（企業債の借入22.5億円、国・県の補助金9.2億円など）である。
- 支出総額は、69.6億円（建設改良費等29.8億円、企業債の元金返済等39.7億円）である。
- 資本的収支全体として、差引で27.8億円不足が生じるが、損益勘定留保資金により補填を行った。
※損益勘定留保資金 = 収益的収支において、減価償却費など実際にお金の支出がない費用（非現金支出）の計上により生じる資金を指す。下水道事業会計においては、基本的には資本的収支は収支不足となるが、収益的収支の留保資金を財源として補填するのが通常である。

企業債残高について

- 企業債残高は、652億円となり、前年度の669億円から17億円（2%）の減と着実に減少している。

13

下水道使用料について①

●下水道使用料の概要について

- 家庭や事業所から汚水を公共下水道に流す方に対して、汚水をきれいにするための費用（下水道管や浄化センターの維持費など）を負担していただくもの。
- 料金については、使用水量（上水道と同量）に応じて負担していただく。
- 上水道料金と一体的に徴収（2ヶ月ごとに徴収）する。

●下水道使用料（1ヶ月あたり・税込）＝基本料金＋10m³を超えた部分

<下水道料金表（税込）>

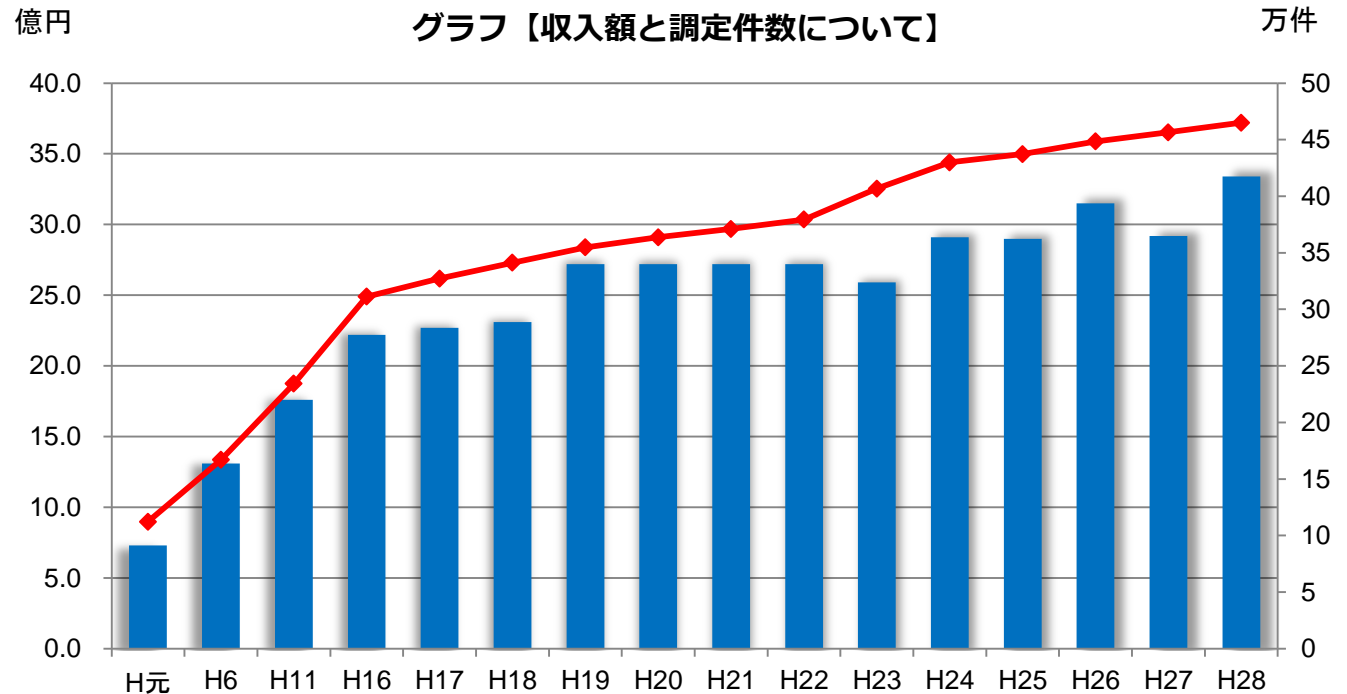
汚水の種類	使用料区分	金額	
一般汚水	基本料金（10 m ³ まで）	1,432.08円	
	1 超 m ³ 過 当 使 用 料	11m ³ ～20m ³	156.60円
		21m ³ ～30m ³	172.80円
		31m ³ ～50m ³	181.44円
		51m ³ ～100m ³	237.60円
		101m ³ ～200 m ³	257.04円
		201m ³ ～500 m ³	274.32円
		501 m ³ 以上	291.60円
公衆浴場汚水	500 m ³ まで（1 m ³ につき）	51.84円	
	501 m ³ から（1 m ³ につき）	36.72円	

14

下水道使用料について②

●下水道使用料の収入額等について

	調定件数 (万件)	収入額 (億円)
H元	11.2	7.3
H6	16.7	13.0
H11	23.4	17.6
H16	31.1	22.2
H17	32.7	22.7
H18	34.1	23.1
H19	35.5	27.2
H20	36.4	27.2
H21	37.1	27.2
H22	37.9	27.2
H23	40.7	25.9
H24	43.0	29.1
H25	43.7	29.0
H26	44.8	31.5
H27	45.7	29.2
H28	46.5	33.4



○調定件数については、公共下水道の普及に伴い（H元：24.4%⇒H28：53.7%）一貫して増加傾向にある。

○収入額についても、公共下水道の普及や使用料の改定により増加傾向である。

【H元：年間約7.3億⇒H28：年間約33.4億】

※H23は東日本大震災による使用料減免、H27は企業会計の移行による影響あり

○これまでは、下水道の普及により増加傾向であったが、今後は、人口減少や下水道整備の一巡により、横ばいでの推移、場合によっては減少することも考えられる。

15 下水道使用料について③

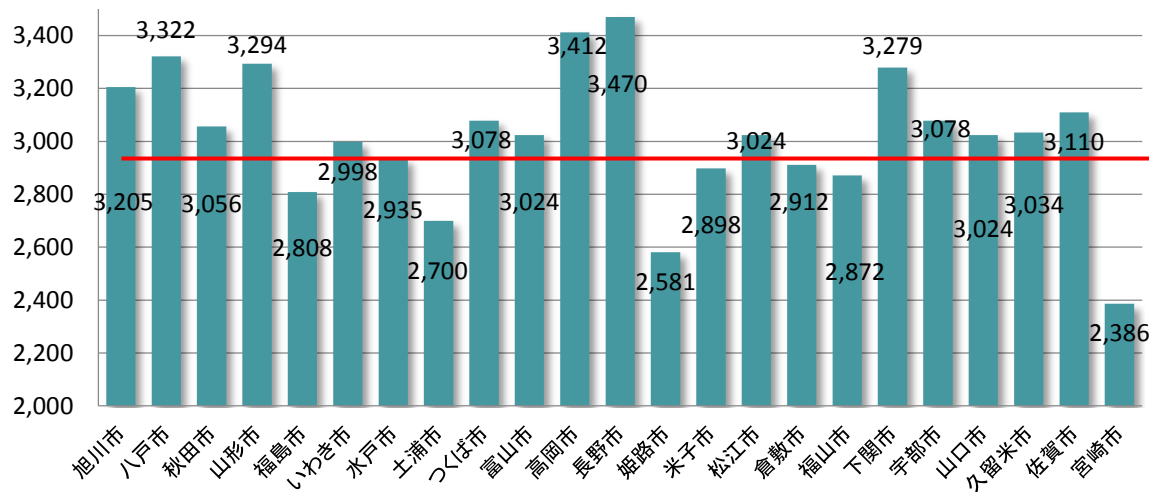
●下水道使用料の改定等について

- 本市では、昭和45年1月に使用料を設定して以来、8回の改定を実施してきた。
- 国において、使用料算定の対象期間は概ね3年～5年と示しており、本市についても、概ね4年間隔を目途に使用料を改定してきた。
- 直近（最後）の改定は平成26年で、使用料の改定率は9.6%（使用料改定分は6.6%、消費税分3%）
- 現在の、20m³/月の税込使用料については、1月あたり2,998円である。

<料金改定の経過>

回	改定時期	平均改定率	20m ³ /月の使用料 (税抜き)
	昭和45年1月		320円
1	昭和54年7月1日	118.75%	620円
2	昭和59年6月1日	97.14%	1,220円
3	昭和63年4月1日	28.59%	1,570円
4	平成4年4月1日	35.10%	1,820円
5	平成8年4月1日	10.81%	2,000円
6	平成15年4月1日	11.97%	2,240円
7	平成19年4月1日	16.23%	2,604円
8	平成26年4月1日	6.63%	2,776円

いわき市と同分類の自治体の使用料



○本市と同分類の自治体（総務省公営企業決算状況調査のAc1の区分）の20m³/月の平均使用料は**2,836円**、**本市は2,998円**であり、**若干上回っているが、概ね平均値（20位/47自治体中）に近いといえる。**

○同分類の自治体であっても、使用料の額には2千円前半から、3千円台中盤までとかなりの開きがある。

○使用料の高低については、その自治体を持つ特性（地理的要因、人口密度など）や使用料に対する考え方（どれだけ使用料で賄うか）で大きく変わる。

16 下水道使用料について④

●下水道使用料の法的な位置づけについて

○下水道法第20条

- (1)公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。
- (2)使用料は、次の原則によって定めなければならない。
- ・下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - ・能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること。
 - ・特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

○いわき市下水道条例第12条

汚水を排除して公共下水道を使用する者は、使用料を納入しなければならない。

●「汚水私費の原則」について

(下水道の経費)	【使用料の対象となる】 私費負担部分 (汚水の処理費用)		【使用料の対象外】 公費負担部分 (雨水の処理費用)
(下水道の財源)	使用料収入	繰出基準に 基づかない 繰入金	繰出基準に 基づく繰入金
		一般会計繰入金	

○「雨水公費、汚水私費の原則」については、1961年の国の第1次下水道財政研究委員会によって打ち出された考え方。

○雨水は自然現象によるものであることから、その処理費用は公費（税金）で賄う。

○汚水は使用者の日常生活や生産活動により生じるものであり、汚水の排出量を把握できるため、私費（使用料）で賄う。

○私費負担（使用料の対象となる）部分においても、やむを得ず一部公費で賄っている部分もある。

17 下水道使用料について⑤

● 下水道の処理費用について

区分	25年度	26年度	27年度	説明
雨水の処理に要する費用	16.3億円	16.5億円	12.1億円	雨水は自然現象であるため処理費用は公費（税による）負担
汚水の処理に要する費用	45.5億円	46.4億円	46.4億円	汚水私費の原則により処理費用は原則的には使用料による
その他	10.0億円	4.6億円	4.1億円	水質規制費や不明水処理費など
下水道の処理費用合計	71.8億円	67.5億円	62.6億円	

- 汚水の処理に要する費用【汚水処理原価】＝維持管理費（職員人件費、修繕費、委託料等）＋資本費（過去に建設した管渠等の借入に係る償還金、利子）
- 下欄で述べる経費回収率の算定の基礎（分母）となるのは、左の表の**太字の部分**となる。

● 経費回収率について

◇経費回収率とは、下水道使用料で賄うべき経費（使用料対象経費）について、どの程度、賄われているかを示す指標

	25年度	26年度	27年度
使用料対象経費(A) ※特定財源調整後	41.7億円	45.0億円	46.3億円
使用料収入額(B)	29.1億円	31.5億円	29.2億円 (32.1億円)
経費回収率(B/A)	69.8%	69.9%	63.1% (69.3%)

- 27年度の経費回収率については、打切決算の影響で、使用料収入が11ヶ月分となっているため、3月分の収入の約3億円程度を考慮したのがカッコ内となる。
- 26年に実施した使用料改定時には26年～29年の4年間の経費回収率の見込みを本市と類似都市の平均である70.6%に設定したが、現状は、概ねそのレベルで推移している。

18 経営改善（合理化）の取組みについて①

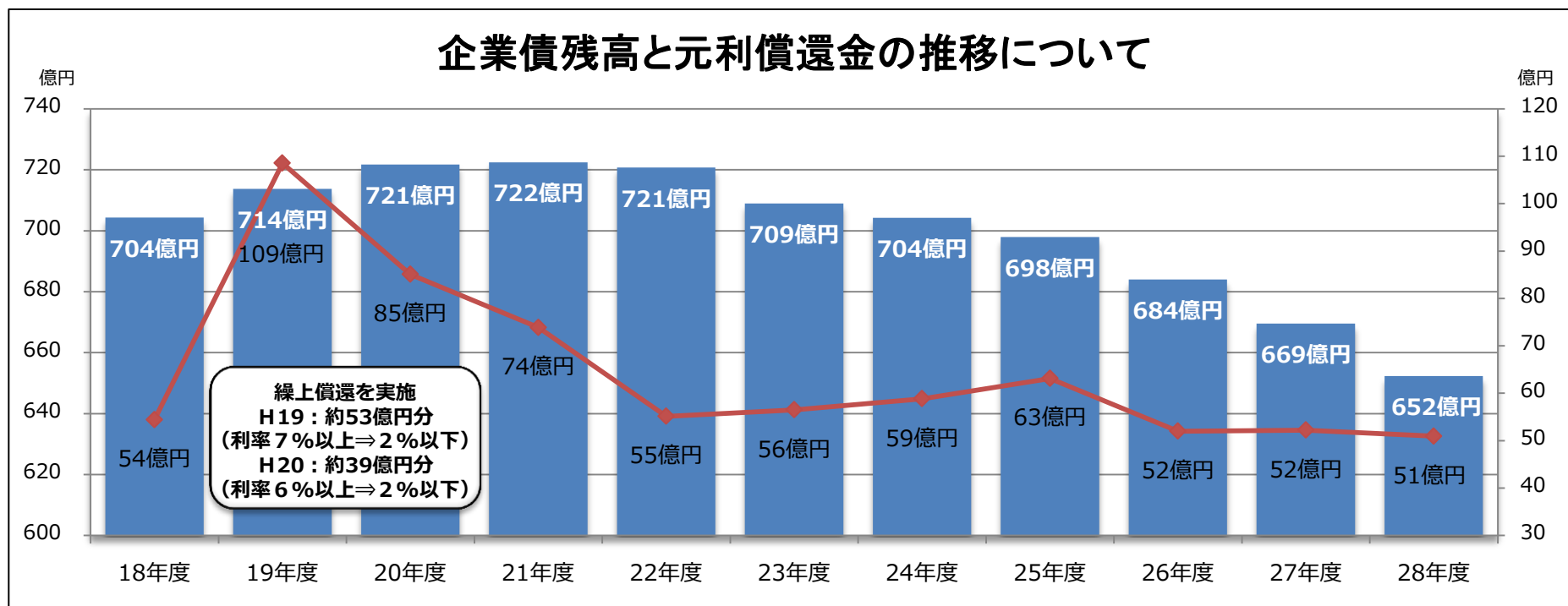
●なぜ経営改善の取組みが求められているのか

事業運営を取り巻く環境の変化	変化によりもたらされるもの
・ 少子高齢化の進展や人口減少社会の到来	・ 顧客（使用者）の減少による事業環境の悪化
・ 環境意識の高まりによる節水意識の向上	・ 使用水量などの伸び悩みによる事業収入の減少
・ 市民の安心・安全に対する意識の変化	・ より高度な汚水処理や耐震化などへの取組み
・ 整備しやすい場所から整備しづらい場所へ	・ 整備困難な箇所についてはより事業費がかかる
・ 事業開始から一定の年数が経過しつつある	・ 改築、更新や修繕の必要な箇所が増える
・ 経営の効率化による人員削減	・ 有事の際のマンパワーの不足や技術継承が途絶えるおそれ
・ 市全体の財政状況の逼迫	・ 一般会計からの繰入に頼ることが困難に

常に安定的・持続的な事業運営を行うためには、不断の経営改善の取組みが求められている

19 経営改善（合理化）の取組みについて②

●企業債の残高の推移について



- 企業債残高については、直近のピークから70億円削減（H21：722億円⇒H28：652億円）
- 元利償還金についても、ピークから半減（H19：109億円⇒H28：51億円）
- 元利償還金のうち利子償還金については、過去の高利で借り入れた企業債について線上償還制度（借換え）の活用や企業債残高の減少等により、平成19年度の約22億円から平成28年度の約11億円まで圧縮

線上償還とは、地方債の金利負担の軽減のために高利の地方債を満期前に償還（返済）して、低利の地方債に借り換える制度。本市は、主に19年度と20年度に実施しており、これまでの累計の軽減効果（利払い費用）額は約30億円にのぼる。

20

経営改善（合理化）の取組みについて③

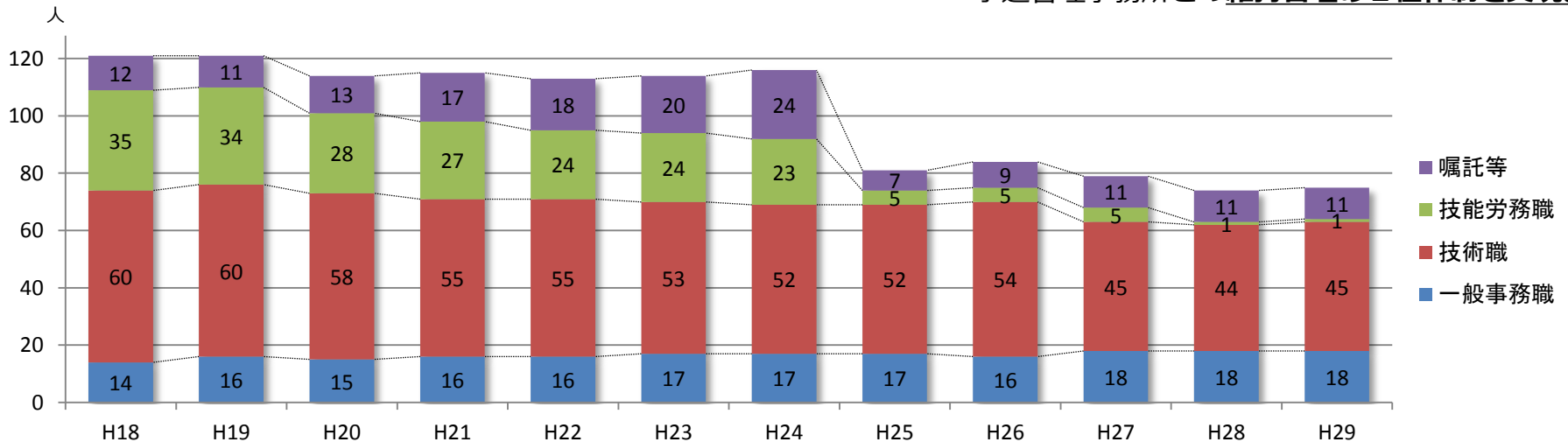
●組織及び業務の見直しに伴う人員体制の推移について

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般事務職	14	16	15	16	16	17	17	17	16	18	18	18
技術職	60	60	58	55	55	53	52	52	54	45	44	45
技能労務職	35	34	28	27	24	24	23	5	5	5	1	1
嘱託等	12	11	13	17	18	20	24	7	9	11	11	11
合計	121	121	114	115	113	114	116	81	84	79	74	75
組織名	下水道部	生活排水対策室										

○生活排水対策室が組織されたH19年には、**121人**であった人員体制が、積極的に業務や組織の見直しに取組み、直近では**75人と40%弱の人員削減を実現してきた。**

○特にH25年には、**北部及び東部浄化センターの包括的民間委託の開始により**、浄化センターの運営管理に携わっていた職員が大幅に減少した。

○H27年には、下水道建設課と下水道施設課を統合し**下水道事業課を新設**するとともに、北部浄化センター内に北部下水道管理事務所を新設、南部下水道管理事務所との**維持管理の2極体制を実現。**



21 経営改善（合理化）の取組みについて④

●下水道使用料の取組み（水洗化率の向上）

水洗化率について

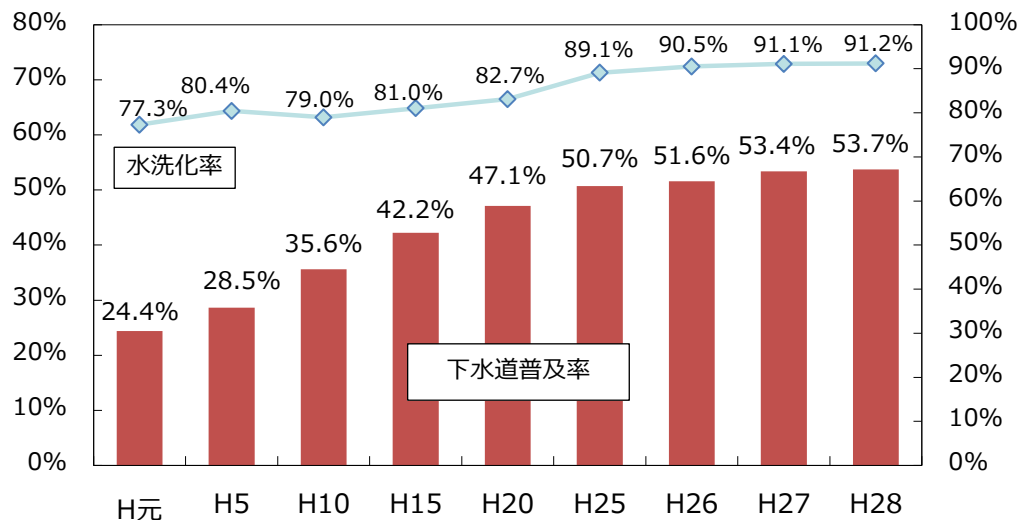
公共下水道の供用区域内人口のうち、実際に接続している人の割合、割合が高ければ高いほど使用料収入の増加につながる。

収入確保の取組み（水洗化普及嘱託職員）

下水道の供用区域内の家屋等の所有者は、下水道法第10条の規定により、下水道が供用開始された場合は速やかに接続を行い、また汲取り便所については、供用開始から3年以内に水洗トイレに改造しなければならないとされているが、現在でも未水洗化の家屋が相当数（直近の水洗化率は91.2%）あることから、北部と南部の下水道管理事務所に嘱託職員を2名ずつ配置し、臨戸訪問による調査・面談により下水道への接続を推進することで、使用料収入の確保に努めている。

嘱託職員の訪問実績及び水洗化率の推移

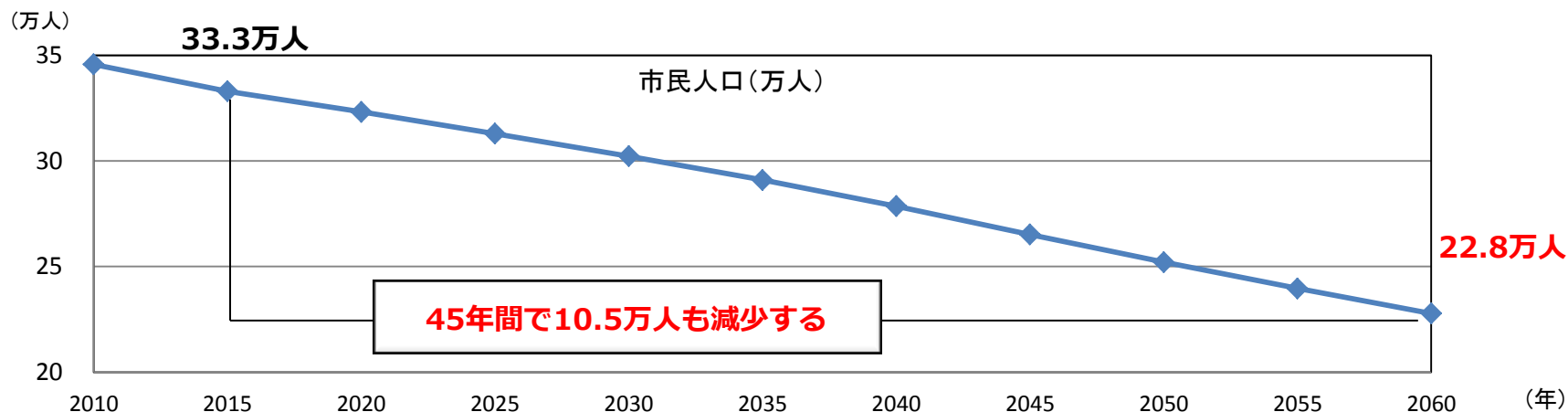
	26年度	27年度	28年度
嘱託職員数（人）	3人	4人	4人
訪問件数（延べ）	7,387件	9,834件	9,877件



●本市の将来人口の見通しについて

○本市の将来人口の見通しについては、平成27年に策定された、いわき市創生総合戦略の「人口ビジョン」において目標値を公表しており、その目標値は2060年（平成72年）に**約22.8万人**を目標としています。

西暦（平成）	実績		推計				
	2010(H22)	2015(H27)	2020(H32)	2030(H42)	2040(H52)	2050(H62)	2060(H72)
展望人口（人）	345,670人	332,961人	323,194人	302,272人	278,562人	252,082人	227,799人
対基準年比(%)	—	基準年	97.1%	90.8%	83.7%	75.7%	68.4%

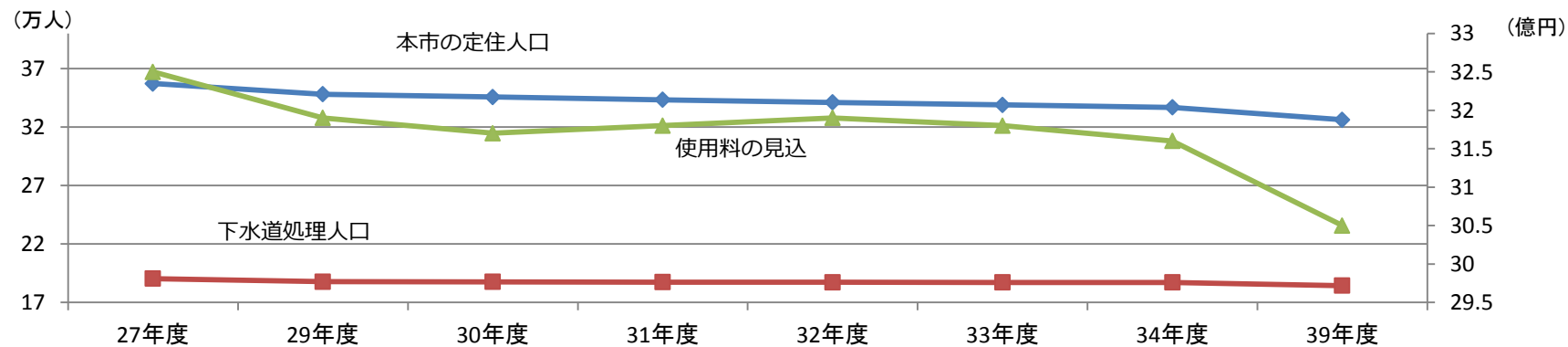


●将来の下水道処理人口・下水道使用料の見通しについて

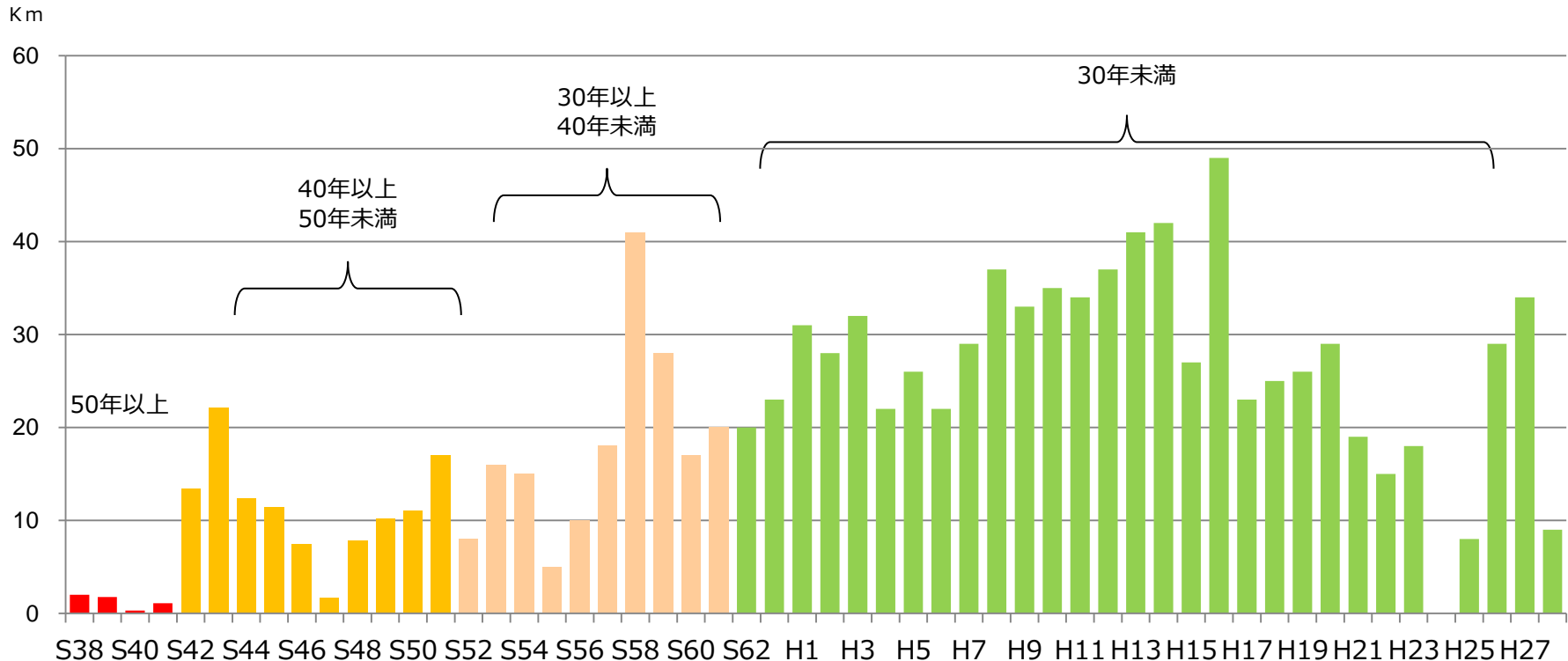
○本市の人口はこれから減少することが想定されており、それに伴い下水道処理人口及び使用料も減少傾向になると見込まれる。今後の10年間の見通しは、下水道整備の進展が見込まれるので、概ね横ばいで推移すると想定され、特に使用料は、10年間で31.9億円が30.5億円となり約1.4億円（約4%）減少する。

※本市の現住人口（いわき市民の現住人口+本市に双葉郡等から避難している方の現住人口）

西暦（平成）	推計					
	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)	2027(H39)
本市の現住人口(人)	347,974人	345,631人	343,286人	340,942人	338,845人	326,107人
下水道処理人口(人)	187,715人	187,557人	187,384人	187,197人	187,129人	184,272人
使用料の見込（億円）	31.9億円	31.7億円	31.8億円	31.9億円	31.8億円	30.5億円



●下水道資産（管渠）の老朽化の問題について



- 現在、標準耐用年数（50年）を超過している管渠の割合は**約0.7%**（約8km）
- 今後、10年間（平成39年まで）で標準耐用年数を超過する割合は**約17%**（約189km）
- 今後、20年間（平成49年まで）で標準耐用年数を超過する割合は**約31%**（約349km）
- 緑色の部分が耐用年数を迎えるころには対応が困難となることも想定されることから、今後は長寿命化等がより重要になると考えられる。**

● 経営戦略策定の背景について

- 下水道事業は公営企業であるため、その料金収入（下水道使用料）により、経営を行う独立採算制を基本としながら、住民に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを将来にわたり持続的に提供する必要がある。現在、下水道事業をめぐる経営環境は、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大、少子高齢化・人口減少による料金収入の減少など、その厳しさを増しつつある。

このような中でも、安定的で持続可能な事業経営が求められており、そのためには、**自らの経営についての確かな現状把握を行ったうえで、徹底した効率化、経営健全化を行う必要がある、中長期的な視点に基づいた経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と、財政マネジメントの向上を図る必要がある。**

● 経営戦略の概要について

- 策定の必要性

国の公営企業改革の取組みにおいて、下水道事業に対して、平成31年度までの企業会計の導入と、**平成32年度までの経営戦略の策定を要請している。（本市は、今後、策定作業を進め来年度中には完成を目指す）**

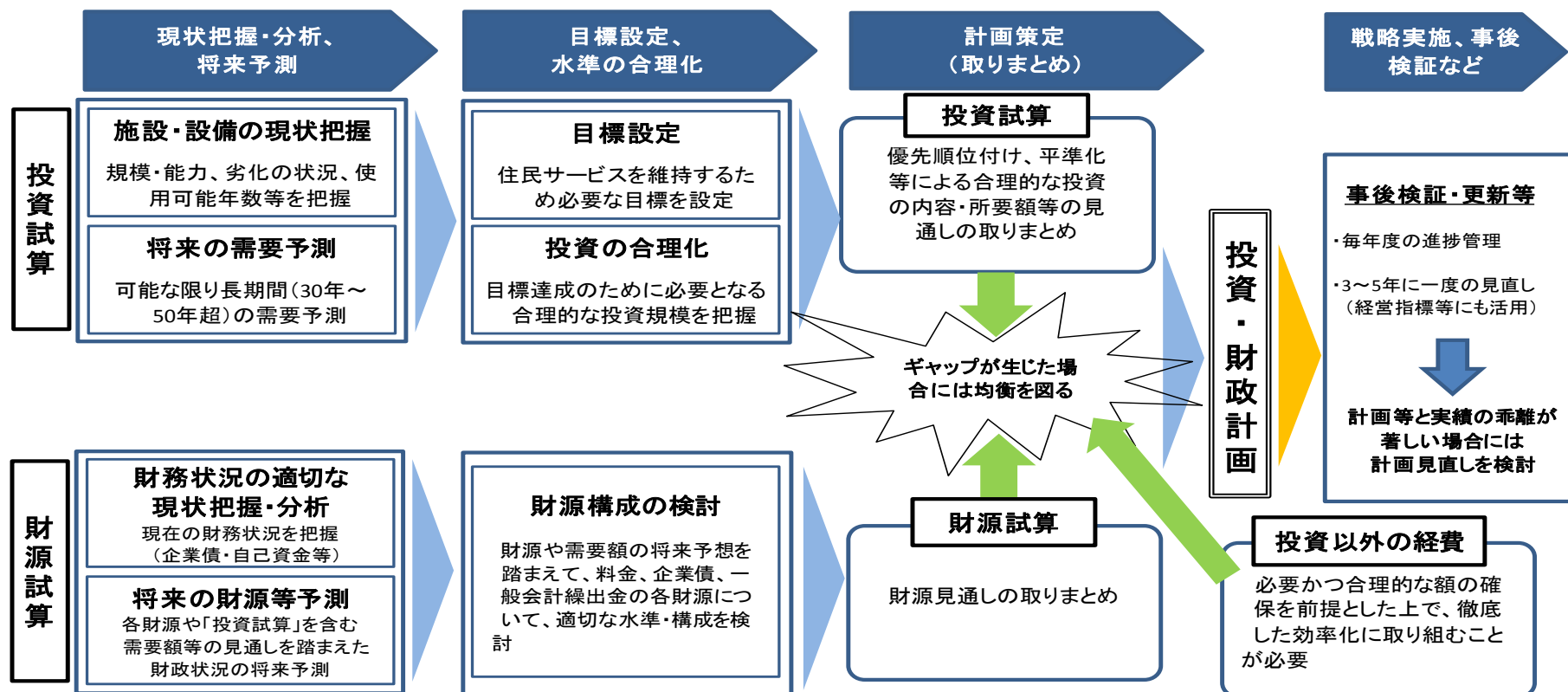
- 経営戦略に必要な内容【国の「経営戦略策定ガイドライン」より】

- ◇ **投資（投資試算）計画・財政（財源試算）計画を基本としたものである。**
- ◇ 計画期間は10年以上を基本とする。
- ◇ 投資財政計画については、計画期間内に収支均衡を図る必要がある。
- ◇ **収支均衡が図られない（収支にギャップが生じる）場合には、ギャップ解消に向けた取組みの方向性（料金水準の適正化や投資の合理化等）を示す必要がある。**
- ◇ 議会や住民への説明が必要である。

● 「投資・財政計画（収支計画）」策定までの流れ

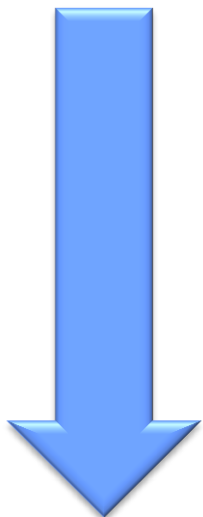
「投資・財政計画」（収支計画）策定までの流れ

「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備の合理的な投資の見通しである「投資試算」等の支出と、財源見通しである「財源試算」が均衡するように調整した収支計画。



● 経営戦略策定の進捗状況について

現在までの進捗状況



- 戦略を策定するにあたり基礎となる施設・設備、財務状況等の現状把握については既に完了
- 投資財政計画の基礎となる将来の需要予測や財源等の予測についても概ね完了。
- 本年度は、経営戦略策定について委託料が予算措置されており、入札方式の一種である公募型プロポーザル方式により委託事業者（横浜ウォーター株）を決定。
- 委託事業者は、市が決定した方針に基づき、複数シナリオによる将来推計を実施したうえで分析・評価を行うとともに、下水道事業が抱えている経営課題を適切に分析し、最適な改善方策についてアドバイス。
- 市においては、委託事業者の行った分析・評価結果や経営課題に関するアドバイスを踏まえて経営戦略の素案策定に取り組んでいる。

今後の取組み

- 次回の審議会では、諮問を行うとともに経営戦略素案の提示を予定。
- 以降の審議会では皆様にご審議いただきながら、来年度（平成30年度）中には、経営戦略を策定、公表する予定。

ご静聴
ありがとうございました。

